

## 1 長崎市立病院の地方独立行政法人化について

### (1) 地方独立行政法人とは

地方独立行政法人は、地域において必要な事業で、民間では必ずしも実施されないおそれがある事業を効率的かつ効果的に実施するために、市が100%出資して設立する法人です。

地方独立行政法人の制度は、法人が自主性を発揮しながら、環境変化に対し柔軟で効率的な運営ができる仕組みになっています。また、地域に必要な事業を確実に実施するために、市が関与しながら、目標管理による事業の計画と実施、実績の適正な評価とその公表が義務付けられています。

### (2) 長崎市立病院の地方独立行政法人化の経緯について

平成19年 6月 議会において、地方独立行政法人化は有力な選択肢の一つと答弁  
平成21年 3月 長崎市立病院改革プランを策定（独法化検討を明記）  
平成21年 5月 監査法人へ地方独立行政法人化移行可能性調査業務委託実施  
平成22年 9月 議会において市長が長崎市立病院の地方独立行政法人への意向を表明  
12月 議会において、地方独立行政法人長崎市立病院機構定款を議決  
平成23年 3月 議会において、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例を議決

### (3) 地方独立行政法人への移行の必要性について

現在の長崎市立病院は、市が経営する企業（地方公営企業）として、一定の範囲内で市から独立した運営ができるようになっており、その中で様々な経営努力を行っています。しかし、組織や人事などのいくつかの点においては、市の一つの組織であるための制約や、様々な取り組みに市全体としての調整に時間がかかることがあります。

今後、さらに厳しさを増していく医療環境に迅速に対応し、患者サービスの充実強化を図るとともに、柔軟な経営を目指して平成24年4月1日から地方独立行政法人へ移行しようとするものです。

また、平成26年2月に開院予定の新市立病院では、

- ① 高度急性期医療の充実及び他の医療機関との機能分担
- ② マグネットホスピタルの実現
- ③ 持続可能な経営基盤の確立

を基本理念としており、この基本理念を実現するためにも、経営面での柔軟性が高い地方独立行政法人への移行は最適な手法であると考えています。

#### (4) 現状での課題と独立行政法人移行後のメリット

改善項目		課題内容	法人移行後のメリット
1	医師・看護師等の確保	①職員定数の制約 ②全庁的な調整が必要なため、実現までに時間がかかる 医療の質を高めるために「7対1看護」を導入しようにも、種々の問題が存在	<u>* 法人の雇用ニーズに即した採用が可能</u> 職員定数の制約がなく、独自の採用が可能となり、医療環境や業務量等の変動に応じた弾力的な運用が可能
	意思決定と実行までのスピード		<u>* 理事長の判断による迅速化が可能</u> 欠員発生時の迅速な補充対応が可能など
2	業績評価による給与	優秀な医師の確保やスタッフのモチベーション向上のために給与体系を見直したいが、「画一的な給与規程」が存在	<u>* 多様な給料体系及び勤務体系</u> 優秀なスタッフの確保と組織体制の充実、勤務成績を考慮した年俸制などの給与制度の導入が可能
3	医療経営に精通した事務職の育成	医事業務に精通した人材を確保・育成したいが、「全市的な人事異動」が存在	<u>* 事務職員のプロパー化が可能</u> 病院経営に精通した職員の育成が可能
4	材料費・医療機器の調達コスト低減	①複数年契約の自由度がない ②機器の調達と保守が別契約 医療機器などを低価格で調達したいが、種々の制約が存在	<u>* 法人独自の契約方法</u> 医療機器など購入と保守を一体化した契約でトータルコストを圧縮する等の多様な契約形態を選択することが可能

地方独立行政法人制度においては、独立した法人格を有し、理事長へ人事権や給与制度、経営面での大幅な権限移譲が図られていることから、地方公営企業法のもとにある制約が緩和される。

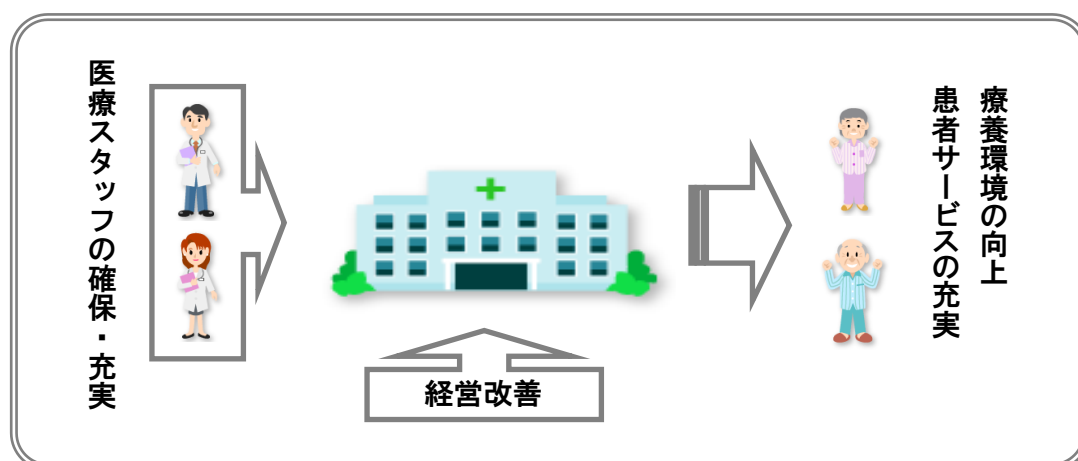
## (5) 患者さんにとってのメリット

地方独立行政法人に移行することで、医療を提供するための組織や勤務条件などを病院現場で決定することができるようになります。

例えば、優秀な医師やスタッフの確保は医療機関にとって最重要課題ですが、能力に見合った給与体系の導入などにより、県外の優秀な医師の採用や、すでに市立病院に在籍している優秀な医師が転出することを防ぐことができます。

また、市の組織から独立し市の定数の枠外となるため、収益バランスのなかで看護師の増員も可能となるので、より手厚い看護ができるようになります。

さらに、法人自らが今以上に業務改善に取り組むことが義務づけられますので、患者サービスの向上をはじめとした経営努力に取り組めます。



## (6) 地方独立行政法人になっても変わらないこと

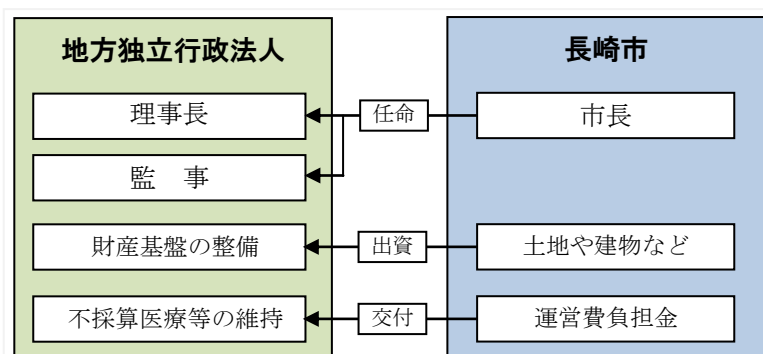
市民病院や成人病センターでは、地域にとって必要な医療である救急医療や周産期医療などの高度・急性期医療をはじめ、感染症医療、災害医療などの政策医療を担っています。これらの地域に必要な医療は、引き続き地方独立行政法人が実施します。採算がとれなくても、市立病院としての使命と責任を果たすために実施する医療に要する経費は、これまでどおり市が負担します。そのため、不採算医療を切り捨てることはありません。

## (7) 地方独立行政法人への市の関与と市の責任

市は法人の設立団体として、引き続きその責任を果たしていきます。法人に対して、市が関与する主なものは、次のとおりです。

### ア 法人の設立に関する関与

- ① 市長は、法人の代表者である理事長、業務を監査する監事を任命します。
- ② 市は、法人へ土地や建物を出資することで、法人の財政基盤を整備します。
- ③ 市は、不採算医療等を維持するために法人へ運営費負担金を交付します。



### イ 法人の業務運営に関する関与

- ① 市は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を「中期目標」として策定し、法人に指示します。法人は、市が指示した中期目標を達成するために「中期計画」を作成し、市の認可を受けます。また、各年度の事業計画「年度計画」を作成し、市に届け出ます。
- ② 法人は、各年度が終了した後、その業務について評価委員会の評価を受けます。
- ③ 法人は、中期目標期間の終了後、実績報告を市に届出、評価委員会の評価を受けます。